

平成28年11月29日

(一社) 長崎県建設業協会 様

国土交通省 九州地方整備局

公務員倫理規程遵守に係る協力依頼について

平素より、国土交通行政にはご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

国家公務員が利害関係者から贈与・接待等を受けるなど、国民の疑惑や不信を招く行為を禁止することを目的として、平成12年4月に「国家公務員倫理法」及び「国家公務員倫理規程」が施行されていますが、官民間で健全なコミュニケーションを行なっていくためには、皆様にも同法の理解を深めて頂きたいと思っております。

この度、九州地方整備局において、改めて同法及び同規程の遵守を職員に周知徹底するにあたり、九州地方整備局職員の利害関係者となり得る業界関係者に対する協力要請をお願いすることになりました。

ついては貴職におかれても、この趣旨のより一層の周知徹底を図られるよう、添付資料をご参照の上、改めて国家公務員倫理法及び倫理規程について、貴会傘下企業に対し、周知いただきたくお願い申し上げます。

<添付資料>

「ここがポイント 公務員倫理」

<参考：国家公務員倫理審査会ホームページ>

<http://www.jinji.go.jp/rinri/index.htm>

<問い合わせ先> 代表電話 092-471-6331

国土交通省九州地方整備局総務部人事課企画係 内線2266

ここがポイント

公務員倫理

詳細情報については、国家公務員倫理審査会ウェブサイト(<http://www.jinji.go.jp/rinri/>)を御覧ください。

Q 1 公務員の倫理法とは、何ですか？

A

1990年代の幹部公務員を中心とした過剰な接待などの不祥事を契機として定められた国家公務員の倫理に関する法律です。倫理法は公務に対する国民の信頼を確保するため、事業者の皆様と公務員との適切な付き合い方のルールなどを定めています。

Q 2 どういうルールが定められていますか？

A

「利害関係者」との間で、例えば次のことができません。

- 金銭・物品の贈与を受けること
- 金銭の貸付けを受けること
- 無償でサービスの提供を受けること
- 供応接待を受けること
- 一緒に麻雀・ゴルフ・旅行をすること

Q 3 「利害関係者」って誰のことですか？

A

「利害関係者」とは、許認可、立入検査、契約などの業務で、国家公務員が接触する相手方のことです。

Q 4 公務員とは、一緒に飲んだり、食事をしたりしてはいけないうのですか？

A

利害関係者の負担で飲食をすることが禁止されています。

ただし、国家公務員が飲食費用を自ら負担する場合(割り勘の場合)には、利害関係者と共に飲食をすることができます。このとき、いわゆる「割り勘割れ」(利害関係者側が多く負担すること)にならないよう、注意する必要があります。

Q 5 公務員に祝儀・香典を渡すことはできるのでしょうか？

A

利害関係者から祝儀・香典を受け取ることはできません。

受付の方が利害関係者であることを知らずに祝儀・香典を受け取った場合は、速やかに利害関係者に返却すれば法令違反には当たらないこととしています。

Q 6

公務員に講演や原稿執筆を頼みたいのですが・・・

A

講演や原稿執筆を引き受けること自体は、倫理法令上の禁止行為には当たりません。
なお、講演料や原稿料の額については府省ごとに基準が設けられています。

Q 7

補助金の交付を受けて事業を行っていますが、私の車に交付元の担当部局の国家公務員を乗せてはいけいないのでしょうか？

A

利害関係者から提供された自動車に同乗することは、原則として禁止行為に当たります。

Q 8

一緒にゴルフ・旅行をしたいのですが・・・

A

過去に、国家公務員が利害関係者と一緒にゴルフをしたり、一緒に旅行に行ったりした際に、過剰な接待を受けていたことがありました。そこで、国家公務員が利害関係者と一緒にゴルフ・旅行をすることは、その行動自体で利害関係者と親密な関係があると疑われるおそれがあることから、禁止されています。

このような背景もあり、ゴルフコンペに参加した際にたまたま利害関係者と一緒になったような場合などを除いて、たとえ割り勘であっても、利害関係者と一緒にゴルフ・旅行をすることはできないこととなっています。

Q 9

利害関係者でなければ、公務員に対して接待をしてもよいのでしょうか？

A

利害関係者以外の事業者からであっても、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待や物品の贈与などを受けることは禁止されています。例えば、同じ相手からの繰り返しのものや著しく高額なものを受けることは禁止行為に当たる場合があります。

Q 10

違反かな？と思ったら、どうすればいいのでしょうか？
相談・通報すると、気まずくなるのでは・・・

A

相談・通報の窓口としては、国家公務員の所属府省が設置する窓口と、各府省から独立した国家公務員倫理審査会が設置する窓口があります。国家公務員倫理審査会が設置する窓口は、次のとおりです。

公務員倫理ホットライン

TEL : 03-3581-5344 (土・日・祝日及び12/29～1/3までを除く、9:30～18:15)

FAX : 03-3581-1802

公務員倫理ホットライン

検索

匿名での相談・通報も受け付けています。



※ 相談・通報した方の氏名など個人が特定される情報は窓口限りにとどめられるなど、相談・通報したことにより不利益な取扱いを受けることのないよう万全を期しています。